不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>闘争・泥酔等の場合の給付制限</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>国民健康保険法第６１条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>いきいき健康部国保年金課国民健康保険係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>法第６１条の規定による。
第６１条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。
法第６１条の規定については、「闘争（喧嘩）、泥酔等または著しい不行跡による因果関係が明確な傷病」をいう。

国民健康保険法第６０条及び第６１条の疑義については、「昭和３９年６月１日保文発第２９９号 厚生省国民健康保険課長回答」による。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>